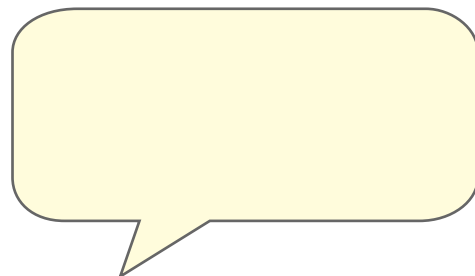


『犯罪収益移転防止法』に基づき、以下の書類をご提出いただく必要がございます。
審査通過後に必要書類に記載の住所へ、本人所在地確認文書を
簡易書留の『転送不要郵便』にて発送いたします。
(法人の場合は、会社・代表者(実質的支配者)・取引担当者の住所へお届け)

コピー・画像データ可 合計20MBまで



実質的支配者・・・その法人の事業活動に支配的な影響力をもつ個人のこと。
法人の議決権の25%超を保有、出資や融資、取引等を通じて支配的な影響力を持つ個人を指す。
取引担当者・・・代表者または実質的支配者から、契約・取引き全ての委任を受けた者

個人の場合

身分証明書控え(本人確認書類)×2点

本人確認書類(身分証明書)について

以下の中から2点をご提出願います

運転免許証(両面)・返納運転経歴証明書・住民票
健康保険証(保険者番号はマスキングすること)・母子健康手帳
マイナンバーカード(表面のみ)・在留カード・パスポート(住所記載面含む)
身体障害者手帳・国民年金手帳・印鑑登録証明書・小型船舶免許など



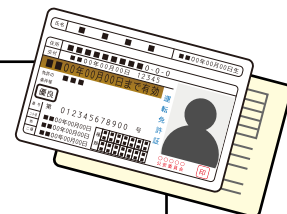
2点必要

転居届を出されている場合はお届けできません。必ず**現住所記載**の書類をご提出願います。
転居等で現住所と本人確認書類の住所が異なる場合は、上記の中から1点【**補完書類**】として
公共料金の領収書(6カ月以内に発行されたもの)を1点、計2点をご提出願います。

【ご注意ください！】

文字や画像が不鮮明な場合は再提出をお願いする場合がございます。

- ・ぼやけている、反射している、全体が写っていない等
- ・有効期限があるものは『有効期限内』のものを、
有効期限のないものは6カ月以内に発行されたものをお願いいたします。



本制度の対象となる実質的支配者

以下の（１）から（４）までの実質的支配者該当事由（犯収法施行規則第１１条第２項）のうち、**（１）及び（２）（同項第１号）が対象**となる。

本制度の対象

議決権の50%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

（１）当該自然人

（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）

NO

議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

（２）当該自然人

（当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。）

NO

出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有する自然人がいる

YES

（３）当該自然人（対象外）

（同項第２号）

NO

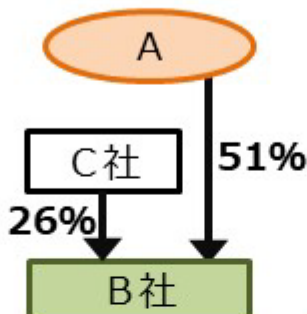
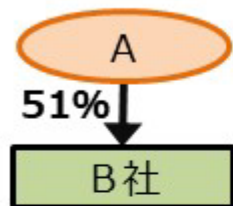
（４）法人を代表し、業務を執行する自然人（対象外）

（同項第４号）

※ 持分会社（同項第３号）は本制度の対象としない。

※ 国、地方公共団体、上場会社等は、自然人とみなされる（同条第４項）。

【参考１】直接保有の例



A：実質的支配者

B社：申出会社

C社：本制度の対象外

D社・E社：支配法人

※ 支配法人とは、実質的支配者が議決権の総数の50%超の議決権を有する法人をいう（犯収法施行規則第11条第3項第2号参照）。

【参考２】間接保有の例

